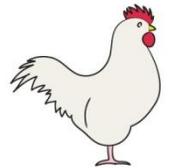


家畜衛生だより

平成26年1月 第23号
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL : 0475(52)4101
FAX : 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/>

中国、台湾、香港で鳥インフルエンザウイルスの人への感染が確認されています。 農場への侵入防止の徹底を！

これから中国では、春節を迎え、人・物の移動が盛んになることから、人を介して農場へ感染することも心配されます。
以下の侵入防止対策の徹底をお願いします。



1 飼養衛生管理基準の遵守

飼養衛生管理基準を再確認し、不備があれば早急に改善して下さい。

2 畜産関係者の海外渡航の自粛

鳥インフルエンザが発生している国への渡航を可能な限り自粛し、仮に渡航する場合には、以下の点に留意して下さい。

(1) 渡航にあたっての留意事項

ア 農場や生鳥市場等の畜産関係施設に立ち入らないこと。

イ 卵・肉製品等を日本に持ち帰らないこと。

ウ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

(2) 帰国後の留意事項

ア 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らないこと。過去一週間以内に海外から入国した者も同様とする。

イ 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講じること。

3 早期通報の再徹底

日頃から飼養する家きんの健康観察を行い、異常家きんを発見した際には迅速に家畜保健衛生所に連絡して下さい。

おかしいな？
と感じたら

東部家畜保健衛生所 TEL 0475-52-4101
FAX 0475-52-3335

※休日、夜間は転送されますので
必ず5回以上のコールをお願いします。

【速報】韓国において鳥インフルエンザ疑い事例が確認されました。

【概要】

- ・発生場所：全羅北道 高敞郡(コチャンゲン)
- ・畜種：種アヒル農家
- ・症状：産卵率低下など鳥インフルエンザを疑う症状
- ・対応：農家に対する移動制限等を実施
現在、検査中で結果は18日午後に判明する予定

韓国を含めた発生国への渡航自粛と飼養衛生管理の徹底をお願いします。

【韓国地図】

